

令和8年5月11日
庄内町 企画情報課

庄内町地域おこし協力隊募集要項

**地域の英語力を高め、友好都市との交流を深める
「国際教育交流員」を募集します！**



1 業務内容

山形県の日本海側、庄内地方のほぼ中心に位置し、山にも川にもすぐに足を運べる庄内町。米どころ庄内平野の中央部から霊峰月山まで南北に長い地形です。最上川をはさんで、北に酒田市、東に戸沢村、南東に大蔵村、南西に鶴岡市、三川町とそれぞれに接し、地形的にもまた道路・鉄路においても庄内地方と内陸地方を結ぶ分岐点であり、庄内地方への玄関口となっております。

町では、異なる文化や風習を認め尊重し、互いに協力し合える豊かな地域社会の創造を総合計画に謳っており、海外友好都市との交流や子供たちの英語教育の推進を図っております。こうした取組に興味があり、自らも地域住民の一員となって地域や町、関係団体等と連携して活動する地域おこし協力隊を募集します。

想定している活動内容（ミッション）

- (1) 友好都市であるホノルル市との交流事業の企画、運営
 - ・ 町内の小中学校のオンライン交流プログラムの企画、運営
 - ・ 中学生のホノルルへの短期留学に関するサポート
 - ・ 交流にかかる通訳、翻訳
- (2) 町内園児・児童への英語指導
 - ・ 町内保育園、幼稚園、小学校の園児・児童への英語指導
 - ・ JET ALT の生活や仕事のサポート
- (3) 町民への英語体験、イベントの企画、運営
 - ・ 町内他団体での英語活動機会を増やす
 - ・ 庄内町国際交流協会と連携しイベントの企画、運営
 - ・ 在住外国人のサポート
 - ・ 地元の大学（東北公益文科大学、山形大学農学部）との連携

2 募集対象

- (1) 応募時点で年齢が概ね25～45歳の方
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に居住している方^{*}で、地域おこし協力隊を委嘱後に当該地域から庄内町に生活拠点を移し、住民票の異動ができる方。又は、JET プログラム参加者として2年以上活躍し、かつ、JET プログラムを終了した日から1年以内の方
※詳細は総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」の山形県庄内町の欄を参照。
- (3) 地域おこしに深い理解と熱意を有し、地域住民とコミュニケーションをとりながら積極的に活動できる方
- (4) 心身ともに健康で明るく、何事にも前向きに挑戦する意欲を持ち、誠実に活動できる方
- (5) 英語と日本語が堪能で（母国語が英語の場合日本語検定2級以上、母国語が日本語の

場合TOEIC700点以上、母国語が英語か日本語以外の場合は日本語検定2級以上でTOEIC700点以上) 英語の通訳、翻訳ができる方

- (6) 国内の義務教育学校で英語指導の実務経験が直近5年間で3年以上ある方
- (7) 国内で普通自動車を運転できる資格を有する方（オートマチック車限定可）
- (8) 一般的なパソコン操作ができる方（ワード、エクセル、パワーポイント、メール、インターネット、SNS等）
- (9) 土日祝日の勤務（行事参加等）や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (10) 任期終了後も本町に定住し、就業・起業する意欲のある方
- (11) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

※ALTの経験がある方大歓迎

3 募集人数

1名

4 勤務地

勤務地は町内とする。

（活動拠点）

〒999-6607 山形県東田川郡庄内町余目字町132番地1

庄内町役場3階 企画情報課まちづくり移住係

5 勤務条件

- (1) 1日7時間45分、週5日、月20日を原則とします。
- (2) 謝礼の支給を受けて活動を行わないことができる場合は、次のとおりです。
 - ① 年末年始休暇 12月29日から1月3日まで
 - ② 年次休暇 活動期間中1月につき1日
 - ③ 特別休暇 忌引き等内容による期間
 - ④ 病気休暇 病気の内容による期間
- (3) 協力隊としての活動に支障がない限り、相談のうえ副業をすることができるものとします。
- (4) 任期終了後における町内での就業・起業のための活動を、町が必要と認めた場合は、活動時間に含めることができるものとします。

6 委嘱期間

- (1) 委嘱日は、令和8年8月以降を予定しています。
- (2) 委嘱期間は、委嘱日から令和9年3月31日までです。
- (3) 委嘱は、1年を超えない範囲で更新することができるものとします。
- (4) 委嘱期間は、活動中断期間（隊員が自己の出産に係る産前若しくは産後または育児等により、活動を1年の範囲内で中断する期間をいいます。以下同じ。）を除いて、最長

で3年間となります。

7 活動謝礼

(1) 活動謝礼は、月額335,000円（予定）。なお、翌年度以降の年度始めに増額等を検討します。

※上記の金額から所得税が差し引かれます。

(2) 活動中止期間中は謝礼の支給はありません。

(3) 活動謝礼のほかに、賞与や手当の支給はありません。

(4) 当月分の活動謝礼は、活動報告書を確認し、翌月15日頃に指定口座に振り込みます。

(5) 月の活動日数が、特別な事由がなく20日に満たない時は、日割り計算により支給します。

8 隊員に対する町の支援

(1) 活動期間中の住居を用意し、家賃を負担します。

(2) 活動に使用する車両を貸与し、レンタル料や保険料、燃料費を負担します。

(3) 活動に使用する消耗品費や印刷製本費を負担します。

(4) 活動中のケガ等をカバーする傷害保険に加入し、保険料を負担します。

(5) 任期終了後の本町への定住や、起業または事業承継に対する補助制度があります。

(6) 町関係各課及び関係団体と隊員とのミーティング、相談、面談を随時行い、活動全般をサポートします。

9 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和8年5月29日（当日消印有効）まで

(2) 提出書類

庄内町ホームページからダウンロードして必要事項を記入のうえ、12の「応募・問合せ先」まで郵送してください。なお、提出された書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

10 選考方法

(1) 第一次選考として書類審査、第二次選考として面接審査を行います。

(2) 第一次選考の結果は、応募者全員に通知します。合格者に対しては、第二次選考の日程等をお知らせします。

(3) 第二次選考は町関係者による面接を行い、合否の結果を全員に通知します。

(4) 第二次選考会場（庄内町役場）までの交通費等は応募者の負担となります。

(5) 選考の内容や結果に関する問合せには一切応じられませんので予めご了承ください。

11 その他

- (1) 隊員は、町の委嘱を受け活動の対価として活動謝礼の支給を受けますが、隊員と町の間には雇用関係はありません。
- (2) 住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。委嘱日の前に住所を異動させると募集対象者でなくなり、委嘱の決定が取り消される場合があります。
- (3) 隊員としてふさわしくないと町が判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。
- (4) 隊員から負担していただく経費は、以下のとおりです。
 - ① 本町までの交通費、引越しに必要な経費
 - ② 活動期間中の国民健康保険料（介護保険料を含む）、国民年金保険料
 - ③ 貸与された住居に係る光熱水費
 - ④ 活動期間中の個人の生活に必要な経費

12 応募・お問合せ先

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132番地1
庄内町 企画情報課 まちづくり移住係
TEL : 0234-42-0228 (直通) FAX : 0234-42-0893
E-mail : iju@town.shonai.yamagata.jp